

第20回統一地方選挙映像・印刷ソフト、ポスター制作等業務委託 仕様書案（令和5年度）

令和5年4月9日に執行が予定される第20回統一地方選挙について、10代から20代の若年層の投票率向上に向けた啓発や選挙名・投票日・投票方法等を幅広い年齢層へ周知し、投票参加をよびかけるため制作したCM動画の放映、ポスター、チラシ等の啓発物品等の掲出、管理、撤去及び企画提案の実施を委託するものです。

1 駅貼りポスター掲出業務

- ①内容 市内各駅より掲出許可を得て、掲出したポスター（既に作成済みのもの、計100枚）を管理、撤去を行う業務
- ②期間 令和5年4月1日（土）～令和5年4月9日（日）
※鉄道会社の規定により、掲出サイクルの開始・終了を日曜日以外の曜日を設定している駅があるので、1～2日程度の延長はやむを得ないものとする。

2 JR川崎駅東西自由通路天井吊下大型バナー広告

- ①内容 川崎駅東西自由通路に大型バナー広告（既に作成済みのもの、6枚（12面））の掲出及び期間中の管理、撤去を行う業務
- ②期間 令和5年4月1日（土）～令和5年4月9日（日）
※撤去作業は、4月9日（日）の深夜に行うものとします。

3 交通広告における15秒CMの放映

- ①内容 既に作成済みのCM動画を使用して、JR南武線トレインチャンネル、京急川崎駅の改札外に設置してあるデジタルサイネージ（8台）、東急武蔵小杉駅の「武蔵小杉駅こすぎアイ」（改札内及びホーム）において、15秒CMの放映を行う業務
- ②期間 令和5年4月1日（土）～令和5年4月9日（日）

4 シネマコンプレックスにおける15秒CMの放映

- ① 既に作成済みのCM動画を使用して、109シネマズ川崎、川崎チネチッタ、TOHOシネマズ川崎の全てのスクリーンにおいて15秒CMの放送を行う業務
※ 業務完了後、速やかにシネマコンプレックスが発行する「上映証明書」を提出する。
- ② 期間 令和5年4月1日（土）～令和5年4月9日（日）の20時まで

5 提案者からの提案事業

- ① 若年層（10代～20代）の投票率向上が課題となっており、本市の啓発事業の重点項目の1つに位置づけています。この若年層の有権者の投票参加につながる広報媒体等を活用した啓発事業を契約上限額の範囲内で企画し、実施するものとします。なお、本事業の広報範囲は川崎市内を原則とするとともに、本市で若年層向け啓発事業として予定しています Twitter、Line、YouTube 等以外の方法での提案を原則とします。

- ② 提案にあたっては、「若者の間で話題になるような斬新さ」や「選挙期間中効果が継続するような工夫」に力を入れた若年層向けの啓発企画について提案するものとし、パブリシティにも十分配慮をしてください。
- ③ 川崎市・区選挙管理委員会及び選挙の品位を汚す可能性がないことを充分検討の上、提案するものとします。

6 契約期間

令和5年4月1日（土）～令和5年4月14日（金）

※ 日程は、選挙期日を令和5年4月9日（日）と想定しています。なお、選挙期日が想定と異なる場合は、別途連絡します。

7 再委託に係る特記事項

- ① 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならないものとします。
- ② 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面「再委託承諾申請書」を市選挙管理委員会へ提出し、その承諾を受けなければならないものとします。
- ③ 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとします。
- ④ （1）及び（2）並びに川崎市委託契約約款第5条に規定する「主要な部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできないものとします。
- ⑤ 受注者は、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施してください。

8 その他

- ① 1～5の実施事業については、令和5年4月14日（金）までに記録写真等を提出し報告すること。
- ② 統一地方選挙の期日が変更となる場合、納品期限や掲出時期、報告時期等については、協議・調整させていただきます。